

柏市民交流センターのご利用案内

KASHIWA CITIZEN'S SOCIAL ACTIVITIES CENTER

1. 柏市民交流センターとは

柏市民交流センターは、市民の自主的な活動を支援するとともに、行政と市民そして成り立ちや目的も異なる各主体間が相互理解を深め信頼関係を構築し、地域課題を共有する、協働のまちづくりの拠点です。

2. 利用するには

利用者の種類	概要
市民公益活動団体	柏市民公益活動促進条例に規定する市長の登録を受けた団体。 ・市民公益活動団体であること ・主たる事務所が柏市内にあること ・構成員が5人以上いること など 7か月前からの空き予約ができます。
一般団体等 (市内・市外)	代表者が16歳以上である団体または16歳以上である個人 6か月前から空き予約ができます。(抽選申込はできません)
非登録団体 (市内・市外)	代表者が上記登録を受けていない16歳以上である団体又は上記登録を受けていない16歳以上である個人 使用希望日の月の初日から使用まで、空き予約ができます。

3. 団体の種類と予約システムで利用可能な機能

市民公益活動団体、一般団体等は、予約システム（インターネット、携帯電話）により、次の手続きを行うことができます。

団体の種類		市民公益活動団体	一般団体等
利用可能な機能			
空き状況の確認		○	○
抽選（7か月前）	申込み、確認、 当選申請	○	×
先着（6か月前）	申込み、確認	○	○
当選申請・予約のキャンセル※1		○	○
メールお届けサービス申込み※2		○	○
予約システムの利用時間は、年末年始を除く毎日、9:00～23:00となります。 ※1 システム上でのキャンセルは利用日の6日前までとなります。 ※2 確認メールが必要な方は、事前にメールアドレスを登録してください。			

4. 申込みにあたっての注意

①音出しについて

柏市民交流センターの各施設は、特別な防音機能は設定されておりません。そのため、分割利用できる施設（ミーティングルーム A・B・C、F・G）を利用して大きな音を出される場合は、可能な限り、A～C、FGの一括利用をお願いします。

※分割利用できる施設（ミーティングルーム A・B・C、F・G）は予約する毎に「音出し」の有無を確認させていただきます。

■「音出し」とは、次のいずれかに該当する活動を指します。

- ・大きな声をだす
- ・音楽を流す（CD ラジカセ等を使用する）
- ・ワイヤレスアンプやマイク等を使用して、声を拡張させる
- ・その他、他の部屋に聞こえるような音が継続して出る

■合唱、詩吟、演劇、ピアノの演奏等は多目的室Bをご利用ください

■音出しの中でも下記についてはお断りさせていただきます。

- ・管楽器の使用
- ・ドラム、太鼓等打楽器の使用
- ・アンプスピーカーを通してのベースやエレキギターの使用
- ・カラオケなど

5. 利用の流れ

■市民公益活動団体の場合

段階	抽選申込	抽選結果	当選申請
期日	7 か月前の 2 日～15 日 ※1 月は 4 日～	7 か月前の 16 日	7 か月前の 17 日～23 日までに
手続き	希望の施設（部屋）、日、時間帯を指定してお申し込みください。	コンピュータにより抽選	・抽選結果を必ずご確認ください。 ・当選された方で施設を利用する場合は、期限内に当選申請を行ってください。 ・当選しても期間内に当選申請をしない場合は、自動的に無効になります。
最大コマ数	5 コマ/月		抽選結果により、使用回数が減る場合があります。

※抽選申込をされなかった、もしくは外れた場合には、一般登録団体等や非登録団体等と同じ申し込みができます。

■一般登録団体等の場合

段階	先着申込	利用日当日
期日	6 か月前の初日から 1 か月前の最終日まで ※1 月は 4 日～	
手続き	空き施設をご確認の上、使用許可申請を行ってください。	利用料金（付帯設備を利用する場合はその料金も）の支払い
最大コマ数	5 コマ/月	

市民公益活動団体以外は抽選に参加できません。

※利用当月の申し込みについては非登録団体等と同じ申し込みができます。

■非登録団体等の場合

段階	先着申込	利用日当日
期日	利用日の属する月	
手続き	空き施設をご確認の上、使用許可申請を行ってください。	利用料金（付帯設備を利用する場合はその料金も）の支払い
最大コマ数	1 日 1 申請 1 コマ	

■附帯設備の申込み

	先着申込
期日	使用日当日
手続き	窓口で空き状況をご確認の上、お申し込みください。
利用コマ数	施設の使用コマ分

6. 料金の支払い

使用料金は、当日総合受付にて、使用前にお支払いください。

7. 利用上の注意

- (1) 「使用許可決定通知書」と「使用報告書」をお受け取りの上、ご利用ください。
- (2) 利用時間の延長は、前後の時間に空きがある場合に限り、可能です。受付に申し出てください。
- (3) ご利用後は備品の整理、清掃、消灯の上、戸締りを確認してください。多目的スペース A は、火元の確認等も忘れずをお願いします。また使用後は、直ちに使用又は占用をした施設及び使用した附帯設備等を原状に回復してください。
- (4) ご利用後は「使用報告書」を必ず柏市民交流センター窓口へ提出してください。
- (5) ゴミ類は利用者がお持ち帰りください。
- (6) 利用団体の減免又は免除はございません。
- (7) 特別設備の設置について
柏市民交流センターを利用又は占用するに当たり特別の設備を設置しようとするときは、仕様書等の資料を添付して、柏市民交流センター窓口へ「特別設備設置許可申請書」の届出をお願いします。
- (8) 禁止行為の解除について
柏市民交流センターを利用する場合は次のことを遵守してください。
ただし、飲食、火気の使用、物品の販売、ポスターやチラシその他これらに類するものを掲示、設置もしくは配布を希望する場合は、柏市民交流センター窓口へ「禁止行為解除許可申請書」の届出をお願いします。
- (9) 登録の有効期間及び更新申請について
登録の有効期間は登録を受けた日から3年間です。
有効期限が切れる3か月前から、該当団体が予約システムにログインすると有効期限が近づいている旨のメッセージが表示されます。
登録有効期間更新申請の際は、申請者は「申請者の身分証明書」「最新の構成員名簿」を持参のうえ、窓口にお越しいただき「柏市民交流センター団体登録有効期間更新申請書」をご記入ください。登録内容に変更がある場合は変更届もご記入いただきます。
※ 有効期限が切れて1年以上経過した場合は再度の登録が必要となります。

8. キャンセルについて

- (1) キャンセルする場合には、利用日の6日前までに必ず、登録団体は予約システムで、非登録団体は柏市民交流センター窓口で「使用中止届出書」を記入・提出し、手続きを行ってください。
- (2) 登録団体は予約システムでキャンセルのできない場合は、利用日の8日後から30日間、公共施設予約システムからの新たな利用申請、抽選の申し込み、当選の申請はできません。また、非登録団体は利用日の8日後から30日間、新たな利用申請ができません。ただし、使用日より7日後の午後8時までに利用料の支払いがあった場合は、この限りではありません。
- (3) 利用制限の期間中に新たな直前キャンセル、無断キャンセルがあった場合は、その都度利用制限が適応されます。この場合の制限等の期間は既に利用制限を受けている期間に追加された期間となります。(1コマの予約のキャンセルで1つの制限です。期間中に別の予約をキャンセルされた場合、制限期間は、キャンセルされた予約数×30日となります。ご注意ください。)
- (4) 制限等の適用に関しては、指定管理者が止むを得ないと認める場合(公共交通機関の乱れや自然災害など)を除き、いかなる例外も認めません。

◆禁止事項

- ①施設の定員を超えて当該施設を利用すること。
- ②所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用すること。
- ③喫煙をすること。
- ④壁、柱、床等に張り紙又はくぎ打ちをする行為その他これらに類する行為をすること。
- ⑤他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物の類を携行すること。
- ⑥建物その他物件を破損し、又は汚損するおそれのある行為をすること。
- ⑦騒音を発し、暴力を用いる等他人の迷惑となる行為をすること。
- ⑧物品の販売をすること。
- ⑨ポスター、チラシその他これらに類する物を掲示し、設置し、又は配布すること。
- ⑩前各号に掲げるもののほか、係員の指示に違反し、又は柏市民交流センターの秩序を乱す行為をすること。

◆飲食について

ミーティングルーム等での飲食は、受付に申請していただければ可能です。オープンスペースでは、軽食等を取っていただいて結構ですが、飲食を目的にした会合等は、占用利用時のみとさせていただきます。アルコールも占用利用時に限らせていただきます。

(1) 利用料金の返還について

利用者（施設使用許可、施設占用許可又は附帯設備使用許可を受けたもの）の責めによらない理由により施設の利用ができなかった時は、市民交流センター窓口へ「利用料金返還申請書」の届出を行うことで、利用料金の全部又は一部（使用時間に係わる利用料金に相当する額）を返還いたします。

(2) 入館の禁止等について

指定管理者は、次のいずれかに該当する者の柏市民交流センターへの入館を禁止し、又は柏市民交流センターからの退館を命じることがあります。

- ①公の秩序を乱し、又は保安上危険を及ぼす恐れのある者
- ②他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物の類を携行する者
- ③上記に掲げるもののほか、管理上必要があると認められる者

(3) 立ち入りについて

指定管理者は、市民交流センターの管理上必要があると認めるときは、指定管理者が指定する者に、使用中または占用中の施設に立ち入らせることがあります。

(4) 損害賠償について

柏市民交流センターの施設、附帯設備等に損害を与えた者は、市長が相当と認める損害額を賠償していただきます。ただし、市長はやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができます。

柏市民交流センター（パレット柏内）

住所：〒277-0005
柏市柏一丁目7番1-301号
Day One タワー3階
TEL：04-7157-0280
FAX：04-7165-7320
URL：palettekashiwa.jp

